

連携室だより

北海道社会事業協会小樽病院 地域医療福祉連携室
小樽市住ノ江 1-6-15 TEL0134-21-5717 (直通)
第10号 平成23年7月30日発行

なるほど！！身体障害者手帳申請について

★身体障害者手帳は、医師の診断のもと初診日より6ヶ月経過した日、または、症状固定した日から申請が可能です。

【対象となる障害】 ①視覚障害、②音声・言語・そしゃく障害、③肢体不自由、④聴覚・平衡機能障害、⑤心臓機能障害、⑥腎臓機能障害、⑦呼吸機能障害、⑧ぼうこう又は直腸機能障害、⑨小腸機能障害、など。

- ❖ペースメーカー装着日、人工骨頭または人工関節置換日、人工肛門などの stomas 造設日が認定日になるため申請が可能です。
- ❖当院では現時点で⑤・⑦・⑧(直腸障害のみ)の障害について、指定医に認定されている医師が記載します。ご相談下さい。

【手続き方法】 お住まいの市町村役場窓口(小樽市の方は市役所福祉部 地域福祉課 障害福祉係)へ下記の物をご用意下さい。

- ❖申請書
- ❖指定医師による診断書(3ヶ月以内に記載された物)
- ❖顔写真 1 枚(サングラスや帽子を着けていない縦4cm×横3cm)
- ❖印鑑



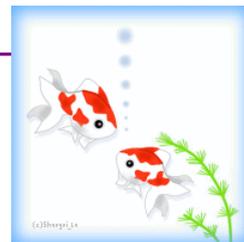
★申請後、約1ヶ月～3ヶ月で「身体障害者交付通知」が郵送されます。通知を持参し各市町村窓口にて手帳を受け取って下さい。

【交通機関等の助成】

- ❖手帳には「○種△級」と記載されています。級は部位により6級までですが○種は1種か2種しかありません。
⇒1種の場合:JR・バス運賃は本人と介助者(1名)5割引
⇒2種の場合:本人のみ5割引(いずれも手帳携帯が必要)
- ❖障害者タクシー利用助成券:両下肢・体幹・移動機能障害1・2級・視覚1級・腎臓機能障害1級の方はタクシー券が年間1冊(部位・地域によって28枚～47枚)配布。
- ❖タクシー乗車時、手帳を提示すると乗車料金が1割引となります。

★他にも助成や税金控除等ありますので、詳しくは2階の「地域医療福祉連携室」までお越し下さい。





なるほど！！身体障害者手帳受給者に対する医療制度

～「重度身体障害者医療費受給者証」について～

★身体障害者手帳をお持ちの方で、1級・2級・内部障害3級(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害に限る)の方には「**重度心身障害者医療費受給者証**」が発行され、医療費の助成を受けることができます。

★申請に必要な物は？

- I. 印鑑
- II. 健康保険証
- III. 身体障害者手帳 (小樽市の方の申請先は市役所別館1階窓口)
 - ❖ 申請状況によっては、上記以外の書類提出が必要となる事があります。

★申請後は、資格が認定をされると、「**重度身体障害者医療費受給者証**」が交付されます。(交付には申請から約2週間かかります)

市民税非課税世帯の方	市民税課税世帯の方
初診料一部負担金のみ負担があります	医療費の1割を負担(限度額あり)
医科 580円 歯科 510円	入院月額:44,400円 通院月額:12,000円

★交付までの間で、受診や院外薬局等で支払いをした場合で、1ヶ月の支払限度額を超えた場合は、払い戻しの手続きが可能です。医療機関や院外薬局での領収証は保管しておく様にしてください。また、受給者証が交付されましたら、各医療機関、院外薬局等には必ず提示をお願いします。

★なお、手続き方法、交付後の払い戻しにつきましては、2階「地域医療福祉連携室」でも詳細を説明いたします。お気軽にご相談ください。

(文責 医療ソーシャルワーカー 齊藤 恭子)



7月より呼吸器科出張医師が増えました。ご紹介いたします。
鈴木 雅(すずき まさる) 毎週 金曜日

編集後記：なでしこジャパン強かったですね！ニッポンに元気を与えてくれました！！ありがとう (た)